森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの公表と

実施状況の点検について

森ノ宮医療大学

１．森ノ宮医療大学　ガバナンス・コード（第３版）

２．森ノ宮医療大学　ガバナンス・コード
実施状況の点検について（令和６年度実施）

「　森ノ宮医療大学　ガバナンス・コード　」＜第３版＞

学校法人　森ノ宮医療学園

森ノ宮医療大学

令和６（２０２４）年

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

「森ノ宮医療大学　ガバナンス・コード」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

１－１　建学の精神

１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）・・・・・・・・・・・・・・　５

２－１　理事会

２－２　理事

２－３　監事

２－４　評議員会

２－５　評議員

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）・・・・・・・・・・・・・・　９

３－１　学長

３－２　教授会

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）・・・・・・・・・　１０

４－１　学生に対して

４－２　教職員等に対して

４－３　社会に対して

４－４　危機管理及び法令遵守

第５章　透明性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

５－１　情報公開の充実

おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

はじめに

森ノ宮医療大学は、主体性・公共性・自律性を重視するガバナンスと強固な経営基盤を確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、以下の５つの原則に基づき「森ノ宮医療大学　ガバナンス・コード」を制定し、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに対してこれを公表いたします。

（１）　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
（２）　安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
（３）　教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
（４）　公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
（５）　透明性の確保…情報公開等

第１章　　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学は、建学の精神・理念を存在意義とし、それに基づく独特の学風・校風を自主性・自律性として尊重しつつ、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与しており、さらに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしています。

学校法人森ノ宮医療学園（以下、「本学園」という）　森ノ宮医療大学は、このような私立大学としての使命・役割を果たしていくために、また、教職員がその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とし、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを自主的かつ自立的に進めていきます。そのために、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し適切に公表し、私立大学としての教育、研究及び社会貢献の機能を最大化することで、価値の向上を目指していきます。

１－１　建学の精神

（１）建学の精神、学園の精神・基本理念

建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」

学園の精神「生命（いのち）への愛と畏敬」

基本理念「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」

学校法人森ノ宮医療学園は、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神のもと、昭和 48（1973）年に創立され、創立 30 周年にあたる平成 14(2002)年に、「生命（いのち）への愛と畏敬」を学園の精神として新たに掲げました。

これら建学の精神及び学園の精神を基盤として、平成 19（2007）年に森ノ宮医療大学（以下、「本学」という）を開学しました。平成 24(2012)年の本学園創立 40 周年時には、「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」を本学園の基本理念として定め、病める方の立場にたって考え行動できる医療人を育成することを使命と考えています。

（２）建学の精神、学園の精神、基本理念に基づく人材像

建学の精神、学園の精神、基本理念に基づき本学が育成する人材像は次のとおりです。

「豊かな感性と高い倫理観を備え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有し、医学と医療の発展に寄与できる医療人」。

１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

（１）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

①　大学の教育目的及び研究目的

本学の教育・研究目的は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有し、医学と医療の発展に寄与できる医療人を育成することにあります。そのため、疾病の予防・治療、健康の維持・増進に有用となる科学的根拠を基盤としつつ、領域横断的な専門職連携教育（Interprofessional Education: IPE）を導入した特色ある教育研究活動を展開しています。

さらに、本学は、自ら課題を探求する能力・課題解決能力を有する、自立的・自律的な高度な専門職医療人として、地域や社会において活躍する人材を育成することも目標としています。その実現に向けて本学は、先見性のある基礎研究や臨床研究を展開させ、全学横断的な連携と支援協力体制の下に研究活動を推進し、人材育成の場を構築していきます。

②　学部・学科の教育目的及び研究目的

令和 6(2024)年 4 月、総合リハビリテーション学部に言語聴覚学科を新設し、3 学科体制としました。それに伴い、学科目的を新たに学則に定め、収容定員を増やしました。

森ノ宮医療大学　看護学部

看護学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。

１）看護学科

看護学部看護学科は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに、利他主義や論理性などの人間として豊かな教養、医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。

森ノ宮医療大学　総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、リハビリテーション領域の役割と共通点の理解を促進し、チーム医療においてリハビリテーションを主体的に担うための専門的知識と専門技術を持ち、他職種に関する幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成を目的とします。

1）理学療法学科

総合リハビリテーション学部理学療法学科は、チーム医療に貢献できる協調性と科学性を持ちつつ、人に優しい理学療法を創造的に実践できる能力を身につけた人材の育成を目的とします。

2）作業療法学科

総合リハビリテーション学部作業療法学科は、命の尊さや人としての尊厳を大切にする感性と、チーム医療の一員として必要なコミュニケーション能力を備え、クライエントが必要とする意味ある作業を捉えた上で、すべての人の健康に貢献する作業療法士の養成を目的とします。

3）言語聴覚学科

総合リハビリテーション学部言語聴覚学科は、チーム医療に貢献できる協調性とコミュニケーション能力を有し、専門的な知識と技能および幅広い教養と豊かな感性を備え、科学的根拠に基づいて対象児・者が抱える問題の解決や支援のための言語聴覚療法を実施できる言語聴覚士の養成を目的とします。

森ノ宮医療大学　医療技術学部

医療技術学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、チーム医療において科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とします。

1）臨床検査学科

医療技術学部臨床検査学科は、生命の尊さを深く認識し、医療人として高い倫理観と強い責任感を有し、誠実に臨床検査を実践することができる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。

2）臨床工学科

医療技術学部臨床工学科は、チーム医療における使命を理解し、臨床工学技士としての職責を自覚し、実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。

3）診療放射線学科

医療技術学部診療放射線学科は、人間性豊かで高いモラルを有する医療人として、チーム医療における役割と職責を自覚し、放射線診療を実践できる確かな専門知識と技術を身につけた人材の育成を目的とします。

4）鍼灸学科

ア．鍼灸コース

医療技術学部鍼灸学科鍼灸コースは、専門職医療人として、豊かな人間性、専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。

イ．スポーツ特修コース

医療技術学部鍼灸学科スポーツ特修コースは、鍼灸コースと同様の人間性や知識、技術を身につけることに加え、保健体育に関する専門知識を修得し、実践的指導力を持つ人材の育成を目的とします。

なお、令和 6(2024)年 3 月 31 日に在学する者については従前の規定を適用することを学則の附則に明記し、4 年生以上で構成する保健医療学部看護学科、理学療法学科、作業療法学科については、在学生が全て卒業するまで存続します。保健医療学部についても以下に記載します。

森ノ宮医療大学　保健医療学部

保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とします。

1）看護学科

保健医療学部看護学科は、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。

2）理学療法学科

保健医療学部理学療法学科は、科学性を持ちつつ人に優しい理学療法と、チーム医療を創造的に　実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とすします。

3）作業療法学科

保健医療学部作業療法学科は、チーム医療とクライエント中心の作業療法を創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。

③　大学院研究科の教育目的及び研究目的

森ノ宮医療大学大学院　保健医療学研究科

森ノ宮医療大学大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とします。

令和 4(2022)年 4 月に看護学専攻に博士後期課程を開設するのに伴い、看護学専攻の課程の変更を行い、看護学専攻修士課程は看護学専攻博士前期課程となりました。教育と研究の目的については、看護学専攻修士課程から変更はなく、下記のとおり教育目的及び研究目的を大学院学則に定めています。

1）保健医療学専攻修士課程

保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とします。

2）医療科学専攻博士後期課程

医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とします。

3）看護学専攻博士前期課程

看護学専攻博士前期課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とします。

4）看護学専攻博士後期課程

看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤の探求をとおして、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる看護研究者、及び看護学教育の向上のために指導的役割を担う看護教育者を育成するとともに、国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的とします。

④　専攻科の教育目的及び研究目的

助産学専攻科

専攻科は、産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成、ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とします。

（２）中期的（５年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

①　安定した経営を行うために、学園の目標を定め、認証評価を踏まえて中長期的な学内外の環境分析を行ったうえで、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。

②　中期的な計画の進捗状況、財務状況については、「学園経営・質保証会議」で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

③　財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、学園全体としての中期的な財政見通しを可視化するとともに、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

④　改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

⑤　経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

（３）私立大学の社会的責任等

①　自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

②　学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③　私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）」等を尊重し、2021 年度に「森ノ宮医療大学障がい学生支援＜合理的配慮が必要な対応フロー＞」を策定し、障がいのある学生の修学支援に取り組んでいる。

第２章　　安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

２－１　理事会

（１）理事会の役割

①　意思決定の議決機関としての役割

ア　理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②　理事会の議決事項の明確化等

ア　理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ　理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ　理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③　理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア　理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ　理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④　学長への権限委任

ア　学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ　学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ　各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤　実効性のある開催

ア　理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ　審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥　役員（理事・監事）は、(ｱ)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(ｲ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦　役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を

負います。

⑧　役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

２－２　理事

（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

②　理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③　理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤　理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥　理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦　利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

（２）学内理事の役割

①　教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（３）外部理事の役割

①　複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

②　外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③　外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

（４）理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

２－３　監事

（１）監事の責務（役割・職務範囲）について

①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

②　監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理

事会その他の重要会議に出席することができます。

③　監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

④　監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

⑤　監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

（２）監事の選任

①　監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。

②　監事は２～４名置くこととします。

③　監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

（３）監事監査基準

①　監査機能の強化のため、学校法人　森ノ宮医療学園監事監査規程を定め、監事監査基準を作成します。

②　監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。

③　監事は、学校法人　森ノ宮医療学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

（４）監事業務を支援するための体制整備

①　監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。

②　監事機能の強化の観点から監事会を設置します。

③　監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

④　学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。

⑤　その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

（５）常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

２－４　評議員会

（１）諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

① 予算、事業計画に関する事項
② 中期的な計画の策定
③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
④ 役員報酬に関する基準の策定
⑤ 寄附行為の変更
⑥ 合併
⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散
⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

（２）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

（３）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

（４）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

２－５　評議員

（１）評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して 2 倍を超える人数を選任します。
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

（２）評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
② 学校法人は、評議員に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第３章　　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、森ノ宮医療大学学長選考規程に基づき、「理事会が決定する」とあり、学校法人森ノ宮医療学園　業務委任規程において、「理事会は、森ノ宮医療大学学長に、大学の校務の掌理を委任する。」としています。
私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

３－１　学長

（１）学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、学則第１条に掲げる「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校教育法第 92 条第 4 項に基づき「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。

② 学部長の役割については、学校教育法第 92 条第 4 項に基づき「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としています。

３－２　教授会

（１）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については森ノ宮医療大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第４章　　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

４－１　学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①　学部・学科ごとの３つの方針（ポリシー）

ア　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②　自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

４－２　教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①　ボード・ディベロップメント：BD

ア　常務理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。

イ　監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

②　ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア　３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ　教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③　スタッフ・ディベロップメント：SD

ア　全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ　SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ　教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

４－３　社会に対して

（１）認証評価及び自己点検・評価

①　認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を平成25年度と令和2年度に受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②　自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③　学内外への情報公開

自己点検や改善･改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（２）社会貢献・地域連携

①　資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②　産官学の組織的連携を強化し､｢知の拠点｣としての大学の役割を果たすとともに、産官学の結節点として機能します。

③　地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④　大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。

⑤　環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

４－４　危機管理及び法令遵守

（１）危機管理のための体制整備

①　危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア　大規模災害

イ　不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

②　災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア　学生･生徒等の安全安心対策

イ　減災・防災対策

ウ　ハラスメント防止対策

エ　情報セキュリティ対策

オ　その他のリスク防止対策

③　事業継続計画の策定に取組みます。

（２）法令遵守のための体制整備

①　全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

②　法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章　　透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１　情報公開の充実

（１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①　教育・研究に資する情報公表

ア　大学の教育研究上の目的

イ　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ　教育研究上の基本組織

カ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ　入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ク　授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ　学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

コ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ　授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス　学生が修得すべき知識及び能力

②　学校法人に関する情報公表

ア　財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ　寄附行為

ウ　監事の監査報告書

エ　役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ　役員の報酬等に関する基準

カ　事業報告書

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①　教育・研究に資する情報公開

ア　海外の協定校及び海外派遣学生者数

イ　大学間連携

ウ　地域連携並びに産学官連携

②　学校法人に関する情報公開

ア　中期的な計画

イ　学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

（３）情報公開の工夫等

①　上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②　情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③　公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわた

ることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④　公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

おわりに

日本における全大学数の約８割を担う私立大学は学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献している。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしてきています。

今後とも、私立大学である森ノ宮医療大学が我が国の発展に寄与し貢献していくためにも、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「森ノ宮医療大学ガバナンス・コード」を制定し、 それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤をもとにした新しい大学づくりを進めていくことが必要です。森ノ宮医療大学は本ガバナンス・コードに基づき、教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを目指していきます。

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第1章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		私立大学は、建学の精神・理念を存在意義とし、それに基づく独特の学風・校風を自主性・自律性として尊重しつつ、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与しており、さらに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしています。 学校法人森ノ宮医療学園（以下、「本学園」という）森ノ宮医療大学は、このような私立大学としての使命・役割を果たしていくために、また、教職員がその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とし、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを自主的かつ自立的に進めていきます。そのために、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し適切に公表し、私立大学としての教育、研究及び社会貢献の機能を最大化することで、価値の向上を目指していきます。	建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」に基づき、私立大学としての使命・役割を果たしていくために、学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガナバンス・コードを策定し、適切なガナバンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。 中期的な計画を策定・公表し、現在は「森ノ宮医療学園第三期中期経営計画（令和6(2024)年度～令和10(2028）年度）」の初年度（1年目）として目標達成に向けて推進している。	
	1-1 建学の精神	（1）建学の精神、学園の精神、基本理念		遵守
		建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」 学園の精神「生命（いのち）への愛と畏敬」 基本理念「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」 学校法人森ノ宮医療学園は、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神のもと、昭和48（1973）年に創立され、創立30周年にあたる平成14(2002)年に、「生命（いのち）への愛と畏敬」を学園の精神として新たに掲げました。 これら建学の精神及び学園の精神を基盤として、平成19（2007）年に森ノ宮医療大学（以下、「本学」という）を開学しました。平成24(2012)年の本学園創立40周年時には、「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」を本学園の基本理念として定め、病める方の立場にたって考え行動できる医療人を育成することを使命と考えています。	令和6（2024）年4月に総合リハビリテーション学部に言語聴覚学科を新設した。これにより、今までの建学の精神、学園の精神、基本理念は受け継ぎ、豊かな感性と高い倫理観を備え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有し、医学と医療の発展に寄与できる医療人の育成において、さらなる発展を目指している。 言語聴覚学科の新設により、本学は、看護学部に1学科、総合リハビリテーション学部に３学科、医療技術学部に４学科、大学院保健医療学研究科に修士課程と博士前期課程、博士後期課程に2専攻、その他に助産学専攻科を擁する大学となった。 また、学園としても大学のほかに、医療専門課程の鍼灸学科と柔道整復学科を擁する森ノ宮医療学園専門学校を設置しており、多種多様な医療人等の育成を目指しながら、これらの建学の精神、学園の精神、基本理念を共有し、教育を行っている。	
		（2）建学の精神、学園の精神、基本理念に基づく人材像		
		（1）に基づき、森ノ宮医療大学が育成する人材像は、「豊かな感性と高い倫理観を備え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有し、医学と医療の発展に寄与できる医療人」です。		

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第1章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1-2　教育と研究の目的（私立大学の使命）	（1）建学の精神に基づく教育目的等		
		①　大学の教育目的及び研究目的 本学の教育・研究目的は、「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有し、医学と医療の発展に寄与できる医療人を育成する」ことにあります。そのため、疾病の予防・治療、健康の維持・増進に有用となる科学的根拠を基盤としつつ、領域横断的な専門職連携教育（Interprofessional Education: IPE）を導入した特色ある教育研究活動を展開しています。 さらに、本学は、自ら課題を探求する能力・課題解決能力を有する、自立的・自律的な高度な専門職医療人として、地域や社会において活躍する人材を育成することも目標としています。その実現に向けて本学は、先見性のある基礎研究や臨床研究を展開させ、全学横断的な連携と支援協力体制の下に研究活動を推進し、人材育成の場を構築していきます。	左記の通り、大学の教育目的及び研究目的を達成するために教育研究活動を推進している。地域や社会において活躍する人材を育成することも目標に掲げ、目標実現のため、全額横断的な連携と支援協力体制の下に研究活動を推進し人材育成の場の構築に取り組んでいる。これらは大学学則に定めている通りである。	
		②　学部・学科の教育目的及び研究目的 令和6(2024)年4月、総合リハビリテーション学部に言語聴覚学科を新設し、3学科体制としました。それに伴い、学科目的を新たに学則に定め、収容定員を増やしました。	令和6(2024)年３月31日に在学する者については従前の規定を適用することを学則の附則に明記し、令和3(2021)年度までの入学生で構成する保健医療学部看護学科、理学療法学科、作業療法学科については、在学生が全て卒業するまで存続するため、保健医療学部についても下記に〔　〕書きで記載する。 〔森ノ宮医療大学保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とします。〕	
		〔森ノ宮医療大学　看護学部〕 看護学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、看護学部における教育目標及び研究目的を学則に定めている。	
		1）看護学科 看護学部看護学科は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに、利他主義や論理性などの人間として豊かな教養、医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、看護学部看護学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。 〔保健医療学部看護学科は、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とします。〕	
		〔森ノ宮医療大学　総合リハビリテーション学部〕 総合リハビリテーション学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、リハビリテーション領域の役割と共通点の理解を促進し、チーム医療においてリハビリテーションを主体的に担うための専門的知識と専門技術を持ち、他職種に関する幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成を目的とします。	左記のとおり、総合リハビリテーション学部における教育目的及び研究目的を学則に定めている。 〔保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とします。〕	
		1）理学療法学科 総合リハビリテーション学部理学療法学科は、チーム医療に貢献できる協調性と　科学性を持ちつつ、人に優しい理学療法を創造的に実践できる能力を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、総合リハビリテーション学部理学療法学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。 〔保健医療学部理学療法学科は、科学性を持ちつつ人に優しい理学療法と、チーム医療を創的に実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。〕	
		2）作業療法学科 総合リハビリテーション学部作業療法学科は、命の尊さや人としての尊厳を大切にする感性と、チーム医療の一員として必要なコミュニケーション能力を備え、クライエントが必要とする意味ある作業を捉えた上で、すべての人の健康に貢献する作業療法士の養成を目的とします。	左記のとおり、総合リハビリテーション学部作業療法学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。 〔保健医療学部作業療法学科は、チーム医療とクライエント中心の作業療法を創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。〕	
		3）言語聴覚学科 総合リハビリテーション学部言語聴覚学科は、チーム医療に貢献できる協調性とコミュニケーション能力を有し、専門的な知識と技能および幅広い教養と豊かな感性を備え、科学的根拠に基づいて対象児・者が抱える問題の解決や支援のための言語聴覚療法を実施できる言語聴覚士の養成を目的とします。	左記のとおり、総合リハビリテーション学部言語聴覚学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第1章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1-2　教育と研究の目的（私立大学の使命）	〔森ノ宮医療大学　医療技術学部〕 医療技術学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、チーム医療において科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部における教育目的及び研究目的を学則に定めている。 また、令和3(2021)年度までの入学生で構成する、臨床検査学科、臨床工学科、診療放射線学科、鍼灸学科の在学生については、学部名が「保健医療学部」から「医療技術学部」に名称変更されたことによる学部学科の目的の変更はない。	遵守
		1）臨床検査学科 医療技術学部臨床検査学科は、生命の尊さを深く認識し、医療人として高い倫理観と強い責任感を有し、誠実に臨床検査を実践することができる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部臨床検査学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。	
		2）臨床工学科 医療技術学部臨床工学科は、チーム医療における使命を理解し、臨床工学技士と　しての職責を自覚し、実践できる確かな専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部臨床工学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。	
		3）診療放射線学科 医療技術学部診療放射線学科は、人間性豊かで高いモラルを有する医療人として、チーム医療における役割と職責を自覚し、放射線診療を実践できる確かな専門知識と技術を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部診療放射線学科における教育目的及び研究目的を学則に定めている。	
		4）鍼灸学科 ア．鍼灸コース 医療技術学部鍼灸学科鍼灸コースは、専門職医療人として、豊かな人間性、専門知識と専門技術を身につけた人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部鍼灸学科鍼灸コースにおける教育目的及び研究目的を学則に定めている。	
		イ．スポーツ特修コース 医療技術学部鍼灸学科スポーツ特修コースは、鍼灸コースと同様の人間性や知識、技術を身につけることに加え、保健体育に関する専門知識を修得し、実践的指導力を持つ人材の育成を目的とします。	左記のとおり、医療技術学部鍼灸学科スポーツ特修コースにおける教育目的及び研究目的を学則に定めている。	
		③　大学院研究科の教育目的及び研究目的 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とします。	左記のとおり、大学院保健医療学研究科の教育目的及び研究目的を大学院学則に定めている。	
		1）保健医療学専攻修士課程 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine（EBM）とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とします。	左記のとおり、保健医療学専攻修士課程の教育目的及び研究目的を大学院学則に定めている。	
		2）医療科学専攻博士後期課程 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とします。	左記のとおり、医療科学専攻博士後期課程の教育目的及び研究目的を大学院学則に定めている。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第1章私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1－2　教育と研究の目的（私立大学の使命）	3）看護学専攻博士前期課程 看護学専攻博士前期課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識とevidenceに基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とします。 4）看護学専攻博士後期課程 看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤の探求をとおして、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる看護研究者、及び看護学教育の向上のために指導的役割を担う看護教育者を育成するとともに、国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的とします。	2022年4月の看護学専攻博士後期課程開設に伴う課程の変更により、看護学専攻修士課程は看護学専攻博士前期課程となった。教育と研究の目的については、看護学専攻修士課程から変更はなく、左記のとおり教育目的及び研究目的を大学院学則に定めている。 2022年4月看護学専攻博士後期課程設置に伴い、看護学専攻博士後期課程の教育目的及び研究目的を左記のとおり大学院学則に定めている。	
		④　専攻科の教育目的及び研究目的 〔助産学専攻科〕 専攻科は、産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子　およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成、ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とします。	左記のとおり、助産学専攻科の教育目的及び研究目的を助産学専攻科規程に定めている。	
		（2）中期的（5年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて		
		①　安定した経営を行うために、学園の目標を定め、認証評価を踏まえて中長期的な学内外の環境分析を行ったうえで、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ②　中期的な計画の進捗状況、財務状況については、「学園経営・質保証会議」で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③　財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、学園全体としての中期的な財政見通しを可視化するとともに、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④　改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤　経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	「森ノ宮医療学園第三期中期経営計画（令和6(2024)年度～令和10(2028）年度）」を策定し、現在は初年度（1年目）にあたる。毎年度、各項目の進捗状況、目標達成度の点検・評価を行い、ＰＤＣＡ体制を機能させている。 左記の①～⑤に掲げる中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについては、記載事項に変更はない。森ノ宮医療学園第三期中期経営計画の実現に向けて、継続して取り組んでいる。	
		（3）私立大学の社会的責任等		
		①　自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ②　学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生、父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③　私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生、父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営に取り組んでいる。 男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針をはじめ、多様性への対応が不可欠と認識し、2021年度に「森ノ宮医療大学障がい学生支援＜合理的配慮が必要な対応フロー＞」を策定し、障がい学生の修学支援に取り組んでいる。また、2024年度にはダイバーシティセンターを設置し、障害だけではなくLGBTQ、国籍などの多様なバックボーンを持つ学生に対して大学として支援できる体制を整えて学生の修学支援に取り組んでいる。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第2章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）		私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
	2－1　理事会	（1）理事会の役割		遵守
		①　意思決定の議決機関としての役割 ア　理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ②　理事会の議決事項の明確化等 ア　理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ　理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ　理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③　理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア　理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ　理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④　学長への権限委任 ア　学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ　学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ　各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤　実効性のある開催 ア　理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ　審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥　役員（理事・監事）は、(ァ)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(ィ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑦　役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。 ⑧　役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	「寄附行為」及び「学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程」に基づき取り組んでいる。	
	2－2　理事	（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化		遵守
		①　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ②　理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③　理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 ④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤　理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥　理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦　利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	「寄附行為」及び「学校法人森ノ宮医療学園 役員服務規程」に基づき取り組んでいる。	
		（2）学内理事の役割		
		①　教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。		
		（3）外部理事の役割		
		①　複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。 ②　外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③　外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	3名の外部理事を選任し、理事としての業務を遂行している。	
		（4）理事への研修機会の提供と充実		
		全理事（外部理事を含む）に対し、研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。		

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第2章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）	2-3　監事	（1）監事の責務（役割・職務範囲）について		遵守
		①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ②　監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③　監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④　監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤　監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	「寄附行為」及び「学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程」に基づき取り組んでいる。	
		（2）監事の専任		
		①　監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ②　監事は２～４名置くこととします。 ③　監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	「寄附行為」に基づき、2名の監事を選任している。	
		（3）監事監査基準		
		①　監査機能の強化のため、学校法人森ノ宮医療学園　監事監査規程を定め、監事監査基準を作成します。 ②　監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ③　監事は、学校法人森ノ宮医療学園　監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	「学校法人 森ノ宮医療学園　監事監査規程」に基づき監査計画書を作成し、 監査結果を理事会及び評議員会に報告している。	
		（4）監事業務を支援するための体制整備		
		①　監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ②　監事機能の強化の観点から監事会を設置します。 ③　監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ④　学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 ⑤　その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	監事会に代わる「監査連絡会」を2ヶ月に1回開催すると共に、理事会議案について事前に「監事報告会」を開催している。	
		（5）常勤監事の設置		
		監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	常勤監事を設置していない	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第2章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）	2-4　評議員会	（1）諮問機関としての役割		遵守
		次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ①　予算、事業計画に関する事項 ②　中期的な計画の策定 ③　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④　役員報酬に関する基準の策定 ⑤　寄附行為の変更 ⑥　合併 ⑦　私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧　収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨　その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	「寄附行為」に基づき左記のとおり取り組んでいる。	
		（2）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。		
		（3）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。		
		（4）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします		
		その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。		
	2-5　評議員	（1）評議員の選任		遵守
		①　評議員の人数は、理事人数に対して2倍を超える人数を選任します。 ②　評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア　当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ　当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ　前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③　学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④　評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	「寄附行為」に基づき評議員を選任している。	
		（2）評議員への研修機会の提供と充実		
		①　学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 ②　学校法人は、評議員に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。		

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第3章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		学長の任免は、森ノ宮医療大学学長選考規程に基づき、「理事会が決定する」とあり、学校法人森ノ宮医療学園　業務委任規程において、「理事会は、森ノ宮医療大学学長に、大学の校務の掌理を委任する。」としています。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。		
	3-1 学長	（1）学長の責務（役割・職務範囲）		遵守
		①　学長は、学則第１条に掲げる「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ②　学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③　所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	本学学則および大学院学則に則り、大学・大学院に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している学長は原則として毎月開催される教授会や大学院研究科委員会において会議を招集し、教授会の議長を務めている。教授会での審議内容は学長から諮問を行い教学に関する重要な事項を教学組織だけでなく、理事長や事務組織も交えて協議し、最終的に学長が決定している。 教授会は助教や助手、事務職員も陪席が認められており、教学関係の情報共有を行う機会として活用している。また、左記に掲げる項目についての情報は、教授会議事録をはじめとして本学グループウエア（desknet`s）を通じて教職員に発信し情報共有されている。	
		（2）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）		
		①　大学に副学長を置くことができるようにしており、学校教育法第92条第4項に基づき「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。 ②　学部長の役割については、学校教育法第92条第4項に基づき「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としています。	学長の補佐体制として担当に分かれた6人の副学長を配置し、学長が指し示す方針と方向性について、副学長は必要に応じて意見を具申するなど、学長の意思決定や業務執行の一部を補佐している。 本学学則に、「学部長は、本学の教授をもって充て、各学部の教育研究及び学生の福利厚生に関する事項を掌理する。」と定めている。各学部において、教育研究及び学生の福利厚生に関する事項を掌理する役割を担っている。	
	3-2 教授会			遵守
		大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については森ノ宮医療大学教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	本学学則および大学院学則に則り、大学・大学院に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している学長は原則として毎月開催される教授会や大学院研究科委員会において会議を招集し、教授会の議長を務めている。教授会での審議内容は学長から諮問を行い教学に関する重要な事項を教学組織だけでなく、理事長や事務組織も交えて協議し、最終的に学長が決定している。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード 原則	事項	実　施　項　目	実　施　状　況	遵守状況
第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。		
	４－１　学生に対して	（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。		遵守
		①　学部・学科ごとの３つの方針（ポリシー） ア　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ②　自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	学部・学科単位で３つのポリシーを策定し、ホームページに公表している。また内部質保証体制に基づく教育改善活動として、アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価活動を実施している。２０２２年４月に新たに設置した看護学部・総合リハビリテーション学部においても各学部の教育目的等に則り、３つのポリシーを策定している。保健医療学部を改称した医療技術学部においては、保健医療学部の３つのポリシーを引き継いでいる。 定期的に自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書としてホームページ上に掲載している。自己点検・評価報告書等の結果に基づき、教育内容・学修環境の整備・充実に取り組んでいる。 「学校法人森ノ宮医療学園 ハラスメントの防止等に関する規程」等の規程を整備し、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処している。	
	４－２　教職員等に対して	（１）教職協働		遵守
		実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	教育研究活動や大学の重要事項を決定する会議・委員会には教員と事務職員の双方が参画し、教職協働体制により運営にあたり、実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（ＰＤＣＡサイクル）を実施している。	
		（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD		
		全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。 ①　ボード・ディベロップメント：BD ア　常務理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ　監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ②　ファカルティ・ディベロップメント：FD ア　３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ　教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ③　スタッフ・ディベロップメント：SD ア　全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ　SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ　教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	ＢＤとして、左記の通り、常務理事は責任担当の事業領域・職務に係るＰＤＣＡの明示に努め、監査報告書を理事会並びに評議員会に報告している。 自己点検評価・ＦＳＤ委員会および大学院自己点検評価・ＦＳＤ委員会において組織的な教育活動改善への取り組みを担当しており、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向けて取り組んでいる。 人事制度などに基づき、自己点検評価・ＦＳＤ委員会および大学院自己点検評価・ＦＳＤ委員会において年度計画を検討し、ＳＤを企画・立案し、実施している。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第4章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	4-3 社会に対して	（1）認証評価及び自己点検・評価		遵守
		①　認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を平成25年度と令和2年度に受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	平成25年度、令和2年度と7年以内毎に文部科学大臣が認証する評価機関の認証評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。	
		②　自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（ＰＤＣＡサイクル）の実施により、改善・改革のための計画を策定し、実行に取り組んでいる。	
		③　学内外への情報公開 自己点検や改善･改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	自己点検報告書や教育研究活動に関する情報をホームページ等で積極的に公開し、学内外への情報公開を通じて説明責任を果たしている。	
		（2）社会貢献・地域連携		
		①　資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	市民公開講座を毎年度２回以上開催する等、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。	
		②　産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産官学の結節点として機能します。	産官学の組織的連携を強化するとともに、新たな研究拠点として令和２（2020）年4月より「インクルーシブ医科学研究所」を始動し、職種間の壁、専門性の壁、基礎医学と臨床医学の壁、西洋医学と東洋医学の壁といった垣根を超えた「インクルーシブ」な考え方で研究を進めている。	
		③　地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	臨床現場で活躍する専門職業人のブラッシュアップ講座として履修証明プログラムを開講しており、「職業実践力プログラム(ＢＰ)」として文部科学大臣に認定を受けている。	
		④　大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。	災害対策マニュアルを整備し、また、大学が所在するコスモスクエア開発協議会の防災訓練に参加し、大規模災害への対応に取り組んでいる。	
		⑤　環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	2024年度事業計画にＳＤＧｓの項目を定め、大学として取り組んでいくとともに、SDGｓをテーマに掲げる大阪・関西万博事業との連携を進めている。	
	4-4 危機管理および法令遵守	（1）危機管理のための体制整備		遵守
		①　危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。 ア　大規模災害 イ　不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	ア　森ノ宮医療学園危機管理規程に基づき危機管理マニュアルを整備し、大規模災害への対応に取り組んでいる。 イ　「学校法人森ノ宮医療学園 ハラスメントの防止等に関する規程」等の規程を整備し、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処している。また「森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」などを整備し、不祥事の防止に取り組んでいる。	
		②　災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア　学生･生徒等の安全安心対策 イ　減災・防災対策 ウ　ハラスメント防止対策 エ　情報セキュリティ対策 オ　その他のリスク防止対策	ア　学生の安全安心対策の一環として、附属クリニックにおいて各種ワクチンの予防接種を実施している。 イ　学生に対しては、災害発生時の避難場所や授業時間外に災害が発生した場合の対応方法について学生手帳に記載し、オリエンテーション等で告知している。 ウ　学生に対してはキャンパス・ハラスメントの防止について学生手帳に記載し、オリエンテーション等で告知をしている。また「学校法人森ノ宮医療学園 ハラスメントの防止等に関する規程」等の規程を整備し、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処している。 エ・オ　学生に対してはオリエンテーションを通じて、教職員に関してはＳＤ研修等を実施し、これらの防止対策に取り組んでいる。	
		③　事業継続計画の策定に取組みます	事業継続計画については、引き続き策定に取り組んでいく。	
		（2）法令遵守のための体制整備		
		①　全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	左記の通り、全ての教育・研究活動、業務に関して、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。	
		②　法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	「学校法人森ノ宮医療学園 内部通報に関する規程」を整備し、通報者の保護を図っている。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード 原則	事項	実　施　項　目	実　施　状　況	遵守状況
第5章　透明性の確保（情報公開）		私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。		
	5－1　情報公開の充実	（1）法令上の情報公表		遵守
		公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ①　教育・研究に資する情報公表 ア　大学の教育研究上の目的 イ　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ　教育研究上の基本組織 カ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ　入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数、及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク　授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ　学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ　授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス　学生が修得すべき知識及び能力 ②　学校法人に関する情報公表 ア　財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ　寄附行為 ウ　監事の監査報告書 エ　役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ　役員の報酬等に関する基準 カ　事業報告書	①教育・研究に資する情報については、大学ホームページに設けられた情報の公表ページに掲載し、学内外に広く公表しており、アからスのすべてにおいて情報を掲載し、常に最新の情報に更新をしている。 ②学校法人に関する情報については、大学ホームページに設けられた情報の公表ページに掲載し、学内外に広く公表しており、アからカのすべてにおいて情報を掲載し、常に最新の情報に更新をしている。	

森ノ宮医療大学　ガバナンス・コードの実施状況点検結果

学校法人森ノ宮医療学園（森ノ宮医療大学）ガバナンス・コード			実　施　状　況	遵　守　状　況
原則	事項	実　施　項　目		
第5章　透明性の確保（情報公開）	5－1　情報公開の充実	（2）自主的な情報公開		
		法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ①　教育・研究に資する情報公開 ア　海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ　大学間連携 ウ　地域連携並びに産学官連携 ②　学校法人に関する情報公開 ア　中期的な計画 イ　学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報	法律上公開が定められていない情報についても下記の通り情報公開を行っている。 ①教育・研究に資する情報については、大学ホームページに設けられた情報の公表ページに掲載し、学内外に広く公表しており、アからウのすべてにおいて最新の情報を掲載し、学内外に広く公表している。 ②学校法人に関する情報は、「森ノ宮医療学園第三期中期経営計画（令和6(2024)年度～令和10(2028）年度）」を大学ホームページに設けられた情報の公表ページに掲載し、公表している。	
		（3）情報公開の工夫等		
		①　上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え各事務所に備え、置き請求があれば閲覧に供します。 ②　情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。 ③　公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ④　公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	①②森ノ宮医療学園寄附行為第39条に、公開すべき内容、書類、方法等を定め、インターネットを利用して公開している。 ③④大学ホームページの他、大学ポートレートや媒体を活用し、重要事項については大学ホームページのトップにわかりやすく掲載をしている。	
学園による確認結果		日本における全大学数の約8割を担う私立大学は学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献している。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしてきています。 今後とも、私立大学である森ノ宮医療大学が我が国の発展に寄与し貢献していくためにも、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「森ノ宮医療大学ガバナンス・コード」を制定し、 それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤をもとにした新しい大学づくりを進めていくことが必要です。森ノ宮医療大学は本ガバナンス・コードに基づき、教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを目指していきます。		